

第 1 章 計画の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

近年、急速な出生率の低下や未婚化・晩婚化の影響により少子高齢化が進行し、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。生活様式の多様化や世帯のあり方も大きく変化し、共働き世帯の増加、働き方改革などが進むことに伴い、子育ての孤立化、児童虐待や不登校、こどものいじめや自殺、貧困世帯、ヤングケアラー、ひきこもり、生きづらさを抱える若者などが増えており、こどもや若者を取り巻く複雑化、複合化した課題が顕在化しています。

また、若者の結婚やこどもを産み育てる意識も変化し、こども・若者、子育て世帯を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような諸問題を背景に、国においては、令和5（2023）年4月に「こども家庭庁」を発足させるとともに、「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、次代の社会を担うすべてのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか」社会を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進することを目的としています。

さらに、同年12月にはこども基本法に基づき、従来の「少子化社会対策大綱」・「子供・若者育成支援推進大綱」・「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

本市においては、令和2（2020）年度から子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づき、「第2期総社市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、「そうじゃ子ども大綱」（「そうじゃが だいすきな こども」「ともだちを た いせつにする こども」「げんきに あいさつする こども」）を基本理念に掲げ、質の高い教育・保育の提供や地域におけるこども・子育て支援の充実、児童虐待対策やこどもの貧困対策等の各種施策を推進してきました。

この度、国の動きや社会情勢の変化などを踏まえ、こども・若者の成長と子育てを支援する取組を総合的に推進し、更なる充実を図り、こども・若者が心豊かに成長し、将来にわたって笑顔で幸せに暮らせるまちを実現するため、「総社市子ども・子育て支援事業計画」を包含する、新たな計画となる「総社市こども計画」を策定しました。

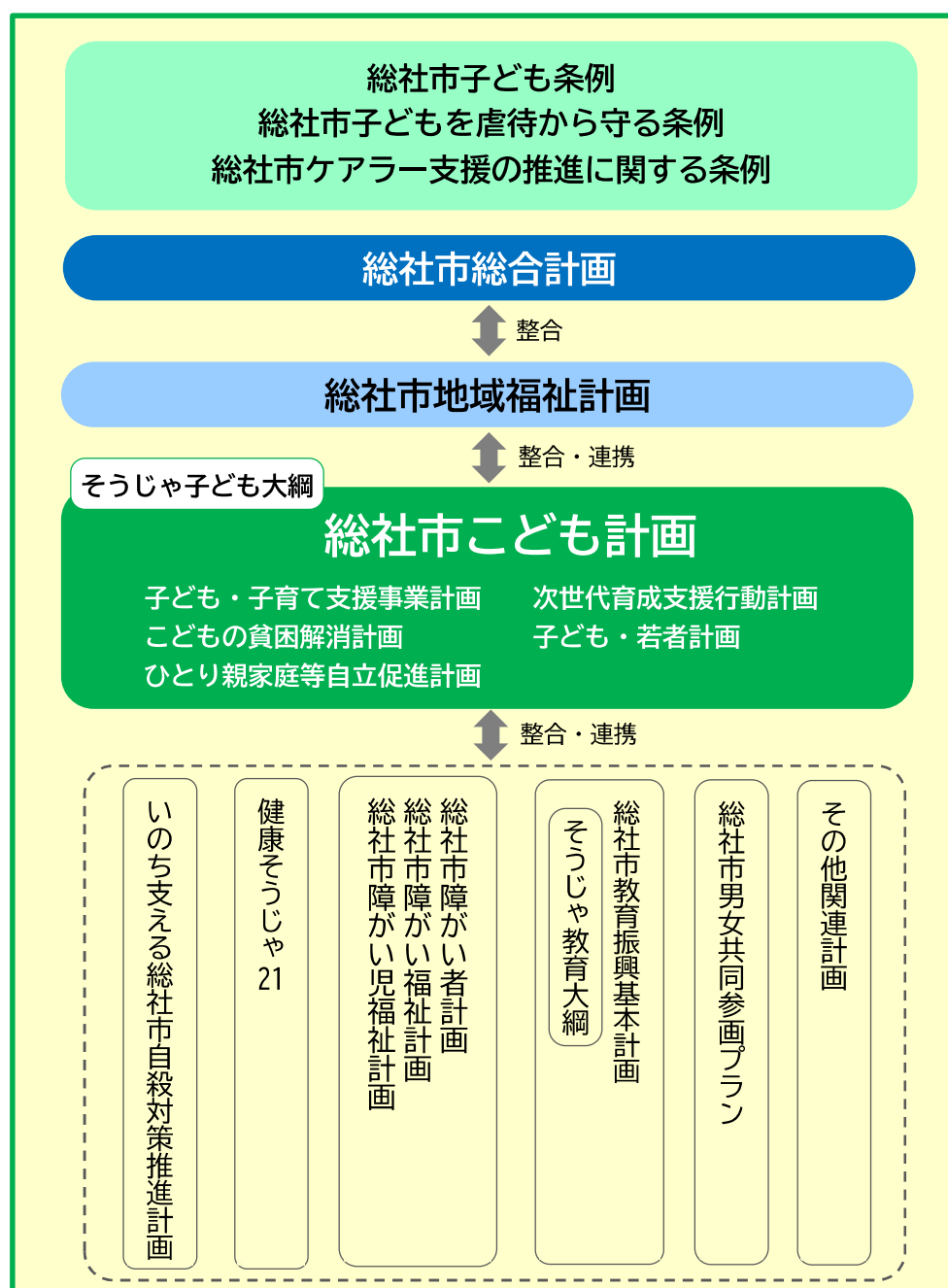
2 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく、総社市のこども・若者・子育て支援の総合的な計画です。

また、本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村次世代育成支援行動計画、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく市町村子ども・若者計画と一体的に策定しました。

なお、最上位計画である「総社市総合計画」をはじめ、関連諸計画や「総社市子ども条例」、「総社市子どもを虐待から守る条例」、「総社市ケアラー支援の推進に関する条例」との整合性・連携を図ります。

【図表1-1 計画の位置づけ】



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間とします。
ただし、社会・経済情勢、こども・若者を取り巻く環境の変化、本市の状況等に対応し、必要に応じて見直しを行います。

令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和9 (2027) 年度	令和10 (2028) 年度	令和11 (2029) 年度
第2期総社市子ども・子育て支援事業計画					総社市こども計画				

4 計画の対象

こども基本法では、「こども」は、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないように「心身の発達の過程にある者」と定義されています。また、こども大綱においては、乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）、思春期（中学生からおおむね18歳まで）、青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）に分けてライフステージ別に重要事項が示されています。

そこで、本計画における「若者」については、おおむね18歳以降からおおむね30歳未満とし、施策によってはおおむね39歳までの者も対象とします。

これらを踏まえて、本計画は、すべてのこども・若者、子育てをしている保護者・養育者及び子育て支援に関わる地域、関係機関や団体等、広く対象とします。

5 計画の策定体制

（1）子ども・子育て会議の設置

幅広い関係者の参画による施策の展開と市民の声を計画に反映することを目的とし、「保護者」、「事業者」、「学識経験者」等から構成される「総社市子ども・子育て会議」を設置し、計画に関する協議を行い、策定しました。

（2）アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたっては、こどもや若者、子育て支援に関するニーズを的確に把握するため、小学生・中学生（義務教育学校含む）・高校生・若者本人へのアンケート調査及び未就学児・小学生・中学生の保護者へのアンケート調査を実施しました。また、未就学児、大学生、市内子育て支援活動を行っている団体等にヒアリングを実施し、意見聴取を行いました。

(3) 国・県との連携

計画策定にあたり、国や県の示す考え方や方向性などと整合性を図り、策定しました。

(4) パブリックコメントの実施

計画案に対して、広く市民からの意見等を募集するために、令和7（2025）年2月12日～3月3日にかけてパブリックコメントを実施しました。

